To Minister for Foreign Affairs of Japan

Day　　Month　　Year

The statement in this application and attached documents is true and correct, and

(Please indicate whether you are applying for return to Foreign State or to Japan)

☐ under the provision of Article 21 of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction and Article 16(1) of the Act for Implementation of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction, I file an application for assistance in realizing the visitation or other contacts with the child in Japan (Assistance in Visitation or Contact with Child in Japan).

☐ under the provision of Article 21 of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction and Article 21(1) of the Act for Implementation of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction, I file an application for assistance in the visitation or other contacts with the child in a Contracting State other than Japan (Assistance in Visitation or Contact with Child in Foreign State).

Signature of Applicant

(Please sign in applicant's own hand)

7

附　則

この省令は、法の施行の日から施行する。

○外務省令第二号

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第五条第三項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第五条第三項に基づき外務大臣が都道府県警察に求める措置に関する省令を次のように定める。

平成二十六年一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第五条第三項の規定に基づき外務大臣が都道府県警察に求める措置に関する省令

（子及び子と同居している者の所在を特定するために求める措置）

第一条　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第五条第三項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外務大臣が都道府県警察に対し措置をとることを求める場合には、書面により、警察庁長官を経由して、行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十三号。以下「規則」という。）による措置を求めるものとする。

（資料の公表等に関し外務大臣が求める措置）

第二条　外務大臣は、前条の場合において、規則第十四条第一項、第二十五条第二項及び第二十六条第一項ただし書きの規定による措置をとらないことを求めることができる。

附　則

この省令は、法の施行の日から施行する。

告　示

○環境省告示第十号

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第二十条第三号及び第四号の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成十八年一月環境省告示第二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年二月一日から適用する。

平成二十六年一月二十一日

環境大臣　石原　伸晃

第二条中「第三条第三号イ」を「第三条第四号イ」に、「第五十八条」を「第九十二条」に、「、助教授、助手」を「、准教授、助教」に改める。

別表（第二条関係）を次のように改める。

別表（第二条関係）

科名	種名	埋込み部位	幼齢又は小型の特定動物
一　哺乳綱 （一）霊長目 アテリダエ科	アロウアタ属（ホエザル属）全種 アテレス属（クモザル属）全種 ブラキュテレス属（ウーリークモザル属）全種 ラゴトリクス属（ウーリーモンキー属）全種 オレオナクス・フラヴィカウダ（ヘンディーウーリーモンキー）	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後六月に満たない特定動物